

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

On Nihon-Teiou-keizu held in the
Maeda-Ikutokukai Sonkeikaku-bunko

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-08-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 赤坂, 恒明 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1125

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



前田本『日本帝皇系図』について

赤坂恒明

はじめに

前田育徳会尊経閣文庫所蔵の前田本『日本帝皇系図』(または『帝皇系図』)は、本編の皇統(天皇・皇族)系図、および、諸氏系図を中心とする附載諸史料から成り、国史大系本『尊卑分脈』の校訂に参照され、武士の系譜に関する諸研究においてしばしば使用され、また、和田英松『本朝書籍目録考証』においても言及があり、研究者には周知の存在である。

本史料は、宮内庁書陵部にも、明治期の謄写本が所蔵されており(函号 27157)、比較的容易に利用することができる。しかし、それにもかかわらず、本史料の記載内容とその史料的价值は、現在に至るまで、十分には知られていないように思われる。

私は、傍流の皇胤の系譜を検討する過程において、この前田本『日本帝皇系図』の中に、史料価値が高い独自の系譜情報が含まれていることを知ることができた。すなわち、附載「伯」系図に、清仁親王の子として延清「王」が記載されており、また、神祇伯顕広王は清仁親王の子 康資王の子とされ、三世王と位置づけられ

ている。⁴¹これらは、花山王氏(花山源氏)に関する独自の系譜情報として史料的价值が高い。本史料には、それ以外にも、興味深い系譜情報が少なからず含まれている。

また、前田本『日本帝皇系図』本編には、後二条院の子 邦省親王「花町殿」が天皇家の嫡流であるかのように系線が引かれており、その作成に至るまでの或る編纂段階において花町宮家が関与していた可能性が高いと考えられる。⁴²

そこで、本稿では、存在は知られていながらも記載内容は十分に知られているとは言い難い、前田本『日本帝皇系図』における、注目に値すべき系譜情報を取り上げて紹介する。そして、本系図が中世皇統系図の編纂に与えた影響について検討したい。

一 前田本『日本帝皇系図』の内容構成と編纂年代

前田育徳会尊経閣文庫に所蔵される前田本『日本帝皇系図』は、折本(帖装本)一帖(縦18cm 8mm、横11cm 0mm、厚さ2cm 5mm)。表紙を除き表裏一三六丁(面)。「付属」として附貼別紙が三枚あるが、それらは、糊が劣化して剥離したものであり、本来貼付さ

れていた箇所は宮内庁書陵部の謄写本から確認できるものもある。

前田本『日本帝皇系図』は、原本でなく、転写本である。例えば、表第三五丁とその裏側にあたる裏第一〇二丁に、それぞれ原本の欠損部分が明示されており、表第一三五丁にも破損を写した箇所がある。しかし、本史料の原本の存在は、現在に至るまで知られていないようである。本写本には、丁の表面と裏面とが対応している部分が二箇所あり、これは原本の形態をそのまま転写したと考えられる。従って、原本も、紙の表と裏にそれぞれ記載がある折本または卷子本であった可能性が高い。

本写本の外題は、

帝皇系圖 女院次第

藤氏系圖 平氏系圖

源氏系圖

と、題簽にでなく表紙の地に、直接、書かれている。なお、本写本には、後述のように、外題に記載された以外の内容の史料も含まれている。

内題はない。表第三丁に、

日本帝皇系圖

天神七代

と内題のように記されているが、これは一帖すべてに対する題名ではない。

本写本の表題については、『尊経閣文庫国書分類目録』に、

帝皇系圖 五／九／書

と挙げられており、この「帝皇系圖」という書名は、外題に基づいたものである。

本写本の謄写本である宮内庁書陵部蔵本は、表第三丁に基づいて『日本帝皇系図』を表題とし、「帝王系図其他七種」と内容を要約する。

『国書総目録』には、「帝皇系図」という表題の文献が六点、挙げられており、前田本『帝皇系図』については、

尊経（神代―後光厳天皇、室町末期写、女院次第・臣下起始・諸氏系図を付す）

と記される。⁴⁷

この前田本『日本帝皇系図』の内容構成は、表のとおりである。附載史料の「女院次第」・「臣下起始」以外は、すべて系図である。

本写本に収められる系図では、本流の系線は朱引き、傍系は墨引きである。例えば、本編の皇統系図では、天皇に至る系線が朱引きである。なお、室町將軍と関東公方の系線は墨引きに朱引きを重ねてある。ちなみに、高望流の「平家」系図の系線は、清盛も北条氏も、すべて墨引きである。

また、人名は、俗人は墨書、僧は朱書である。ただし、皇太子は墨書された人名の最初の一字に朱書を重ね書きしている。なお、大友皇子と道祖王については墨書のみであるが、本史料において皇太子とは認識されていなかったのか、それとも、単に書写の際に朱書を入れただけであるのか、判断し難い。

本編の皇統系図には「天皇」・「院」は書かれず、「後高倉」・「後醍醐」等とあるのみである。袖書は墨書され、フリガナ（片仮名）但し、必ずしも正しい訓みとは限らない）、天皇の代数、女院号、子孫から派生した氏の名は、朱書される。なお、附載の「女院次第」には、「門院」は書かれず、「新待賢」・「陽祿」等とのみ記され

表 前田本『日本帝皇系図』の内容構成

表第三〇五三丁 「日本帝皇系図」
表第五丁 「天神七代」
表第七丁 「地神五代」
表第九〇五三丁 天皇・皇族
表第五四〇八八丁 「女院次第」
表第八八〇九五丁 「臣下起始」
表第九六〇一二三丁 「藤氏系図（撰関家等）」
表第一二四〇一二九丁 「高家」
表第一三〇〇一三五丁、裏第二〇二七丁 「平家」
表第一三〇〇一三五丁 高棟流
裏第二〇二七丁 高望流
裏第二七丁 「正濟」裔
裏第二七〇九四丁 「源氏」
裏第二七〇三四丁 清和源氏（頼信裔／頼朝一門）
裏第三五〇四八丁 足利一門
裏第四九〇五四丁 新田一門
裏第五四〇五六丁 「満正」裔
裏第五六〇五九丁 「義光」裔
裏第五九〇六九丁 宇多源氏
裏第五九〇六二丁 堂上
裏第六二〇六五、六六〇六九丁 佐々木一門
裏第六九〇七一丁 醍醐源氏
裏第六九〇七〇丁 「盛明親王」裔
裏第七〇〇七一丁 「高明」裔
裏第七二〇八九丁 村上源氏
裏第七二〇八九丁 「伯」
裏第九一〇九三丁 「源頼光孫頼国男／師光」裔
裏第九三〇九四丁 三条源氏「基平」裔
裏第九四〇一三五丁 （藤原氏諸流）
裏第九四〇一〇八丁 南家「巨勢磨」裔
裏第一〇八〇一四丁 式家「宇合」裔
裏第一一四〇一六丁 「京家」
裏第一一六〇二七丁 「魚名」裔
裏第一二七〇二九丁 「藤成」裔
裏第一二九〇一三五丁 「日野」

る。ちなみに、この「女院次第」には、南朝の新待賢門院が列せられ、北朝年号で「延文四四廿九崩」と記されているのが興味深い。

さて、この前田本『日本帝皇系図』写本の作成年代については、前述のように、『国書総目録』に「室町末期写」とある。これは、本系図に記載された人名の年代の下限が、ほぼ十六世紀初期であることも矛盾しない。しかし、十六世紀頃の人名は、いずれも追加・増補された系譜情報であり、本史料の原本の編纂年代ではない。

前田本『日本帝皇系図』の原本の編纂年代は、南北朝期にまで遡る。

和田英松『本朝書籍目録考証』三二八頁に、次のように記されている。

日本帝皇系図と題して、これも、前田侯爵家の所蔵なり。始に天神七代、地神五代を載せて、神武天皇以来、御歴代及び皇子皇女を掲げたり。……後村上天皇を義良親王とし、崇光天皇を院としたるによれば、南北朝の時になりたるもの、如しと雖ども、鎌倉末期のものを追記したるものならんか。

また、同三三二頁には、次のように記されている。

前田侯爵家所蔵に、日本帝皇系図、及び藤氏、平氏、源氏、高家の系図等を一部としたる古写本あり。その内容によるに、南北朝の末期頃のものなり。或は鎌倉時代のもの、後人の追記したるものか明ならず。

そこで、前田本『日本帝皇系図』本編を見ると、光明院は「光明院」——本系図では天皇に「院」は付いていないが、光明院

のみ例外的に「院」が付いている——と、崇光院は「院」と、後光厳院は「後光厳」と、それぞれ表記されている。また、表第四七丁の「後光厳」の先に朱引きの系線が、裏面の裏第八九丁に伸びており、「當今 緒仁」（後円融院）と「當今」（後小松院）の二代が記されている。後小松院の「當今」が加筆であることは明らかである。「當今」である後円融院の在位期は、応安四年（一三七二）三月二十三日から永徳二年（一三八二）四月二十二日までである。なお、光明院は、康暦二年（一三八〇）六月二十四日に崩御したが、生前より「光明院」と称されていた。光明院にのみ例外的に「院」が付けられているのは、そのためであろう。

ここから、前田本『日本帝系図』本編の編纂年代は、後円融院の在位期であり、その後、後小松院在位期までに増補が行われた、と見ることが出来るかも知れない。

しかし、後円融院の「當今」が裏面に書かれているのは、それが加筆によるものであることを物語っている。また、「後光厳」の袖書における年代の下限は、「同【文和三年】十一十大嘗會」であり、讓位の年月日が記されていない。おそらく、前田本『日本帝系図』の原本では、「後光厳」の文字は、後光厳院の崩御（一三七四）後に「當今」を抹消または「當今」に上書された「新院」を抹消して、新たに書き加えられたのであろう。

従って、前田本『日本帝系図』本編の原本の編纂年代は、後光厳院の大嘗会以降、讓位までの期間（一三五四～一三七二）と推定される。

そして、前田本『日本帝系図』本編は、後小松院を「當今」

と表記した追筆があるので、編纂後も更に、後小松院の在位期間である永徳二年（一三八二）四月二十二日から応永十九年（一四二二）八月二十九日までの間に加筆が行われたことが知られる。しかし、応永五年（一三九八）正月十三日に崩御した崇光院には「院」とあるのみで追号が記されていないので、その加筆は後小松院在位期の崇光院崩御以前（一三八二～一三九八）の期間においてであったと考えられる。

従って、前田本『日本帝系図』は、写本としては室町末期のものであるとしても、本編の原本は、『本朝皇胤紹運録』に先行する中世皇統系図であることが明らかである。

同様に、附載の諸氏系図も、室町後期に増補されたことが明白である部分を除外すれば、下限年代は室町初期であり、『尊卑分脈』に先行する。

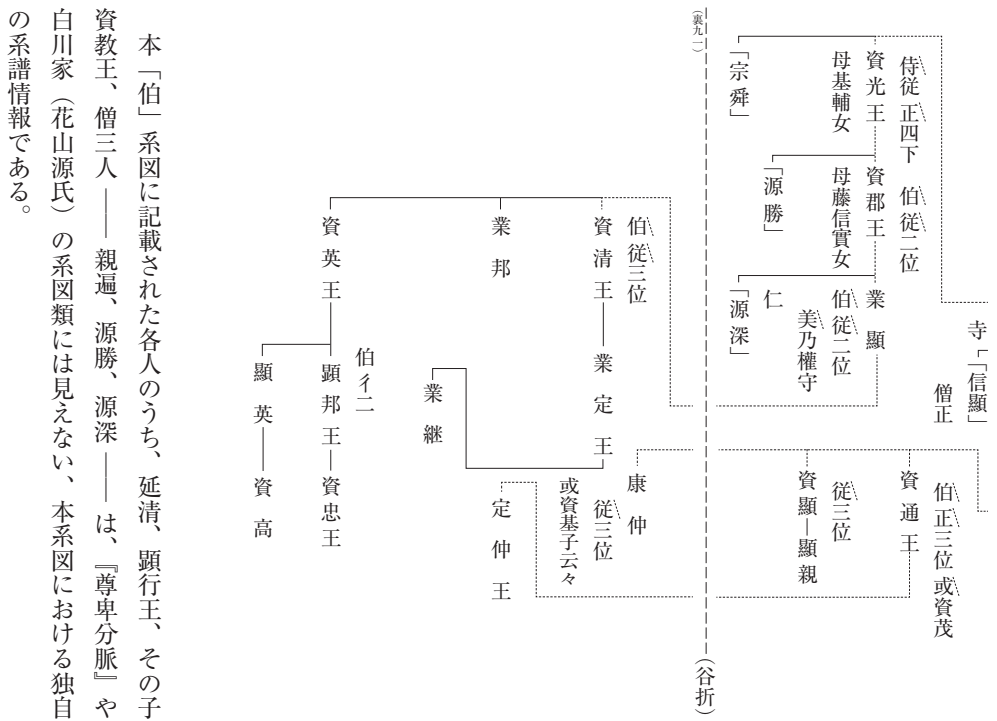
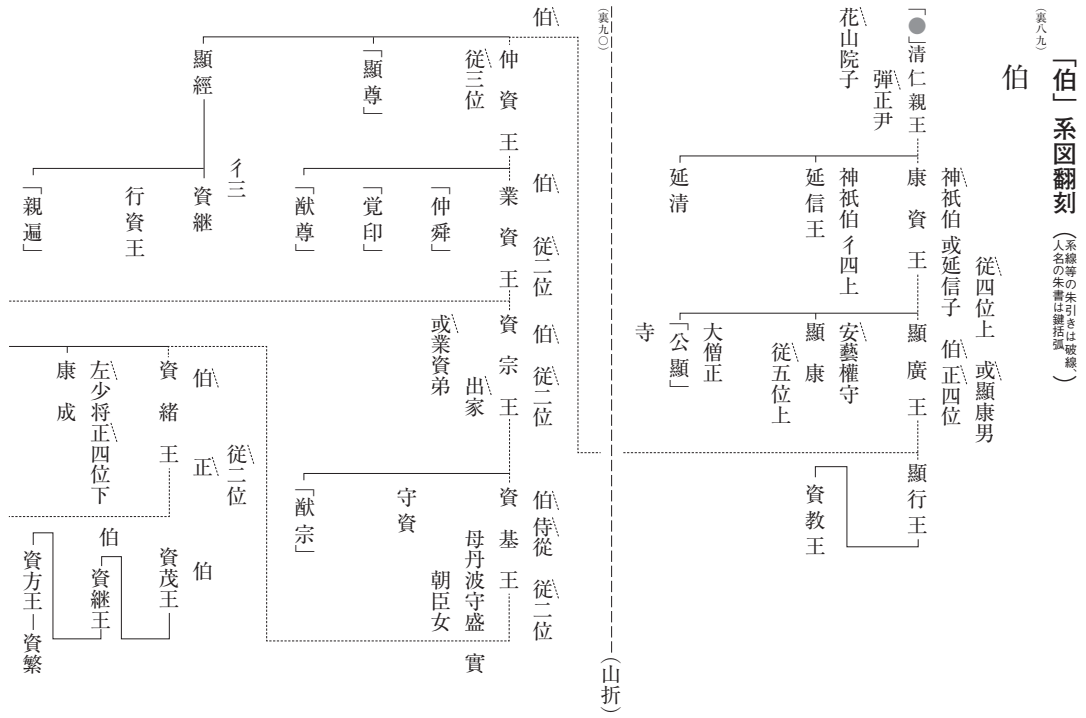
もって、中世皇統・諸氏系図としての前田本『日本帝系図』の重要性を類推することができるであろう。

二 前田本『日本帝系図』附載「伯」系図

前田本『日本帝系図』には、先述のとおり、他の系図史料には見られない独自の情報が数多く含まれている。本章では、その一例として、既に先稿でも部分的に言及した、附載の「伯」系図を取り上げる。

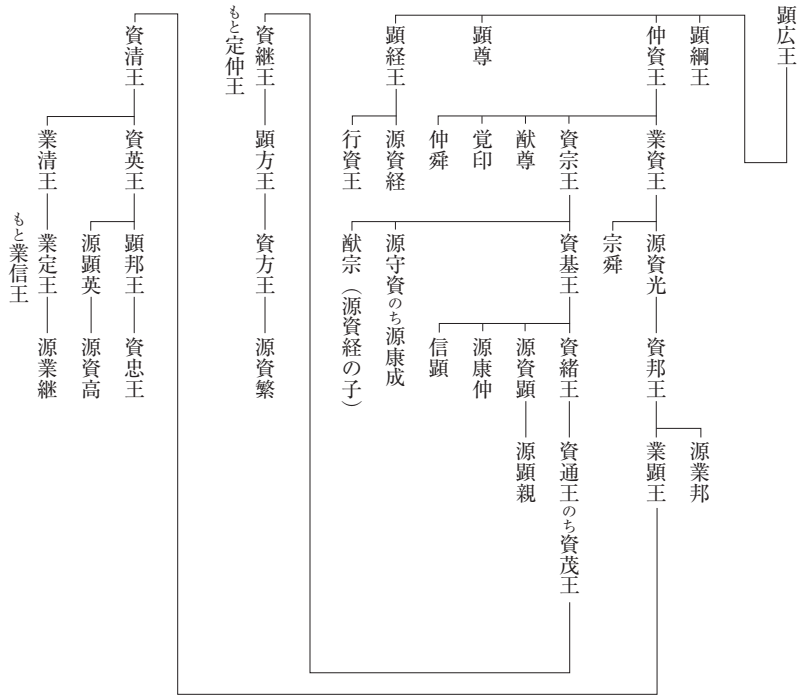
この「伯」系図には、親王一名、王二十三名、王号を帯びていない俗人十五名、僧（朱字）十一名が挙げられている。但し、王号のない俗人には、「業頭」のように王号を称していたことが明らかである人物も含まれている。

前田本『日本帝皇系図』について



本「伯」系図に記載された各人のうち、延清、顕行王、その子資教王、僧三人——親遍、源勝、源深——は、『尊卑分脈』や白川家（花山源氏）の系図類には見えない、本系図における独自の系譜情報である。

参考…『尊卑分脈』等に基づいた花山王氏（花山源氏）の略系図



顕行王が顕綱王と同一人であることは、夙に先行研究によって指摘されているが、「顕行王」と明記された系図史料は、他に存在していない。その点で、本「伯」系図は、先行研究の所論を裏付け得るものとして史料的价值が高いことが知られる。

さて、前田本『日本帝系図』附載「伯」系図における各人の

続柄には、『尊卑分脈』や、白川家の系譜類の記載と相違があり、事実とは考え難いものも少なからず見られる。それらの中には、単なる誤りも含まれていると思われる。しかし、この「伯」系図には、「清仁親王——康資王——顕広王」とあることから明らかのように、実系よりも猶子関係を重視して系線が引かれている傾向があると考えられる。よって、それらの続柄には、擬制的な系譜関係も多く含まれていると考えられる。

例えば、仲資王の二男 資宗王は、兄 業資王の子として系線が引かれ、資基王の両子、資顕と康仲は、本「伯」系図では、彼らの兄 資緒王の子として系線が引かれている。これらは、他史料からは裏付けることができない続柄である。「伯」系図の系線の引き誤りであるかも知れないが、彼らがそれぞれ、兄の猶子となっていた可能性は十分にあるであろう。

また、この「伯」系図には、資宗王の子「守資」と、資基王（資宗王の子）の子「康成」が、別人として記載されている。しかし、守資と康成は同一人物（もと淳資王）で、資宗王の子である。これは、本「伯」系図の作成者（または増補者）が、守資と康成を別人と誤認したことによる重複記載である。しかし、ここから「資宗王の子 守資は、康成に改名し、兄の猶子となった」と考えることも可能かと思われる。

なお、この「伯」系図には、明らかに不適切と思われる部分もある。例えば、顕経の子「イ三／資継」は、『尊卑分脈』に見える源資経である。この資経を「資継」と記した系図は少なくないが、別人である資継王（もと定仲王）の位階である従三位が記されているのは、全くの誤りである。

さて、この資継王（もと定仲王）は、本「伯」系図の作成との関連で、注目される。

「伯」系図に引かれている系線は、前田本『日本帝皇系図』に所収の他の諸系図と同様、本流の系線が朱引きされ、傍流が墨引きされている。この朱引きの系線と、系図の構図に注意すると、本系図では「定仲王」に至る系譜が嫡系となるように、系線が引かれている。つまり、本「伯」系図の原形は定仲のもとで作成された、と考えることができる。

定仲王は、のちの神祇伯 資継王である。資継王の前名が定仲であることは、『公卿補任』嘉暦四年（己巳）非参議 従三位「資継王」に、「永仁五十四叙爵（于時定仲）」とあることから明らかであるが、定仲が王号を称していたか否かは、『公卿補任』等からは判然としなかった。しかし、本系図に「定仲王」と王号が付けられていることから、定仲が永仁五年（一二九七）十月十四日に叙爵された時点では、源氏でなく王氏であった可能性が高い。

定仲（資継）の時代、神祇伯に任じられる花山王氏の家系は両流に分かれており、神祇伯への任官や、天皇即位式における褰帳女王を自家から出すことをめぐり、競い合っていた。¹⁵ そのような状況のもとで、定仲（後の資継王）が、神祇伯への任官を望み、自己の系譜を花山源氏の嫡流であることを明示するために、本「伯」系図の原系図が作成された、と考えられる。

定仲は、『公卿補任』嘉暦四年（己巳）非参議 従三位「資継王」に、「徳治二十一年 従五上。文保二十六任右少将（于時資継）」とあることから、徳治二年（一一三〇七）十一月一日から文保二年（一一三二八）十月六日までの間に、定仲から資継に改名したと考

えられる。ここから、本「伯」系図の原系図が作成された年代の下限は、文保二年（一一三二八）十月六日であると推定される。

なお、本「伯」系図には、「資茂王——資継王——資方王——資繁」という直系四代の別系図が記されている。この「資継王」は定仲王と同一人である。加筆者が、本「伯」系図の原系図に、資継王とその子孫を書き加えたが、資継王と定仲王が同一人であることには気づかなかつたのであろう。

なお、業定王と資英王の子孫の部分も、年代から見ても、加筆者による増補であると考えられる。

以上より、この前田本『日本帝皇系図』附載「伯」系図は、定仲王（のちの資継王）によって作成された原系図に、増補・追筆が加えられたものであるが、加筆の際に、不適切な記載が加えられた部分もある、と推測することができよう。

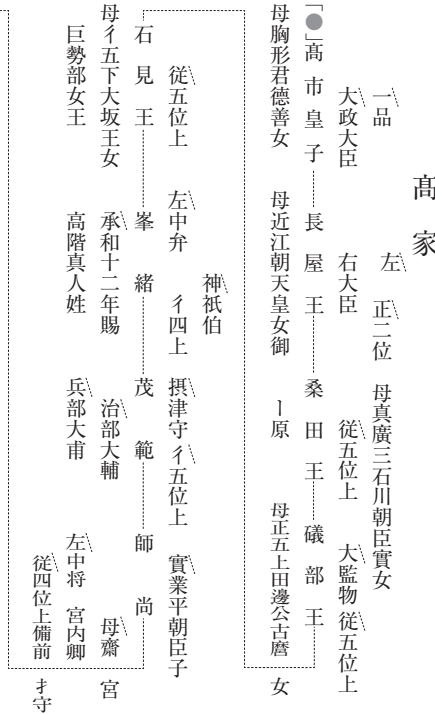
三 前田本『日本帝皇系図』における注目すべき記載

前田本『日本帝皇系図』には、本編、および、「伯」以外の附載諸系図にも、注目に値する独自の記載が存在する。それらの中には、史料的价值が高い貴重なものから、史実とは考え難いものに至るまで、さまざまな情報が含まれる。

そこで、次に、それらの独自の記載の一部を取り上げてみる。

まず、前田本『日本帝皇系図』附載の「高家」すなわち高階氏の系図の冒頭部分である。

「高家」系図翻刻
表二四



母中納橘澄清女
良 臣 (以下略)
左中將 從四位下
左京大夫
宮内卿

この「高家」系図には、幾つかの不適切な記載がある。すなわち、長屋王の母（御名部皇女）を「近江朝天皇女御」とするのは「近江朝天皇女」の誤りか、または、「近江朝天皇女御名部」の末尾の脱落かであろう。また、桑田王の袖書の「真廣三」は「直廣参」とあるべきものである。これらはいずれも、原系図から本系図に至るまでの書写段階において生じた、単純な誤写によるものであり、この「高家」系図の史料価値を損ねるものではない。ここで特に注目すべきは、石見王の母が「從五下大坂女王巨勢

部女王」とされていることである。石見王の母については、『尊卑分脈』に「母大炊女」、「本朝皇胤紹運録」に「母大炊女王」とある。この「大炊王」は、淡路廢帝（淳仁天皇）に比定されてきた。しかし、淡路廢帝に、長屋王の孫と結婚した女子がいたという事実は、他の確乎たる史料からは確認することができない。

一方、前田本『日本帝皇系図』附載「高家」系図に見える大坂王は、『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）四月丁未条（從五位下に直叙）、『続日本紀』天平宝字五年（七六一）十月朔条（正親正に任官）に所見があり、年代的に見ても、石見王の外祖父として、特に問題はない。大坂王の出自は未詳であるが、從五位下に直叙された天平勝宝元年の時点では、王の直叙には選叙令の規定が完全適用されており、從五位下に直叙された王は三世王と五世王であった。また、継嗣令の規定から、当時、「女王」号を称すことができたのは五世までであったと考えられるので、大坂王の女子巨勢部女王は五世以上となる。従って、大坂王は、三世王か四世王であったと推定される。

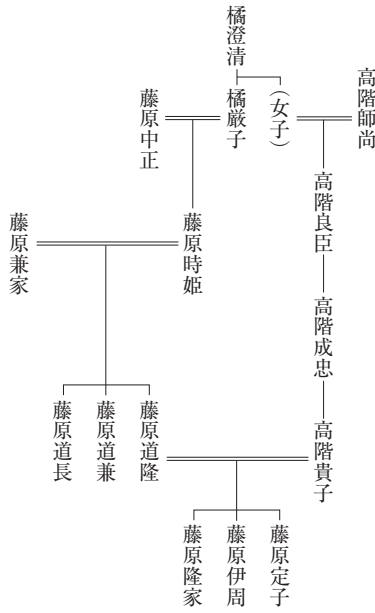
「坂」と「炊」は字形が類似しているので、「大坂王」を「大炊王」と誤写した系図が、多くの高階氏系図に踏襲され、さらに、研究者が、この「大炊王」を、諱が「大炊」である淡路廢帝（淳仁天皇）に、誤って比定したのであろう。

いずれにせよ、石見王の母を淡路廢帝（淳仁天皇）とする従来の通説は誤りであり、前田本『日本帝皇系図』附載「高家」系図に明記されているように、石見王の母は、大坂王の女子、巨勢部女王であると断じて差し支えなからう。

また、高階良臣が橘澄清の外孫とされていることも興味深い。

これについて、竹中拓実氏は、「高階氏が急速に大学寮の英才として登場してきた背景に、外戚橘氏の影響を想定することが出来る」と指摘している。

ちなみに、橘澄清の女子、橘蔽子は、藤原時姫の母である。藤原時姫は、周知のように、藤原道隆・道兼・道長三兄弟の母である。つまり、本「高家」系図によると、「儀同三司母」高階貴子の父、従二位高階成忠は、藤原道隆の再従兄弟であつたのである。



次に、前田本『日本帝皇系図』附載「藤氏系図」には、二流に分かれた近衛家について、南朝方の近衛経忠に「南殿」、北朝方の近衛基嗣に「西殿」と朱書で注記がある。これは、三条家の「西殿」が「三条西」家と称された例に倣うと、それぞれ「近衛南」家、「近衛西」家となるであろう。

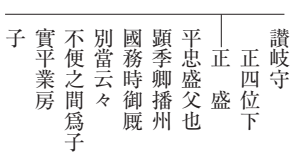
また、鷹司師平に「北殿」と朱書で注記がある。これは、近衛経忠の「南殿」、近衛基嗣の「西殿」と対応しているように見える。そうであるとすれば、近衛家の支流である鷹司家は、師平の頃には「近衛北」家とも位置づけられていた可能性がある。そして、

鷹司家が、惣領たる近衛家からの自立度が相対的に低かったことを、ここから読み取ることもできるかも知れない。

しかし、前田本『日本帝皇系図』の中には、時、荒唐無稽とも言える情報も含まれている。

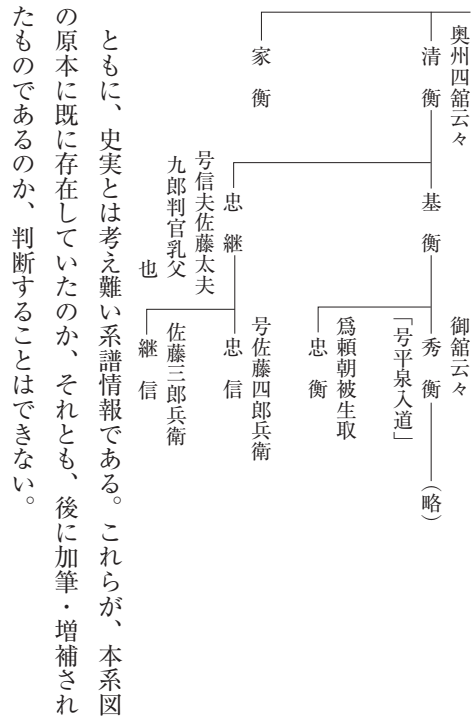
例えば、附載「藤氏系図」に、「小野宰相」藤原常嗣の女子として小野小町が挙げられているが、これは、小野小町の「小野」は氏ではなく、父の称号に由来するという理解に基づいているのであろう。さすがにこれは史実としては認め難いが、そもそも、宮殿・邸宅内の区画に由来する「町」・「小町」号が、氏とのみ結びつくと考えする必要はないわけであり、少なくとも中世においては、そのような解釈も存在していたことが、この記載から判明する。

また、附載の「魚名」裔の系図には、藤原顕季の子として、平正盛が挙げられており、実は平業房の子であつたのを顕季が子にしたと記されている。



また、「藤成」裔の系図には、源義経の家臣、佐藤忠信・継兄

弟が、藤原清衡の孫とされている。



ともに、史実とは考え難い系譜情報である。これらが、本系図の原本に既に存在していたのか、それとも、後に加筆・増補されたものであるのか、判断することはできない。

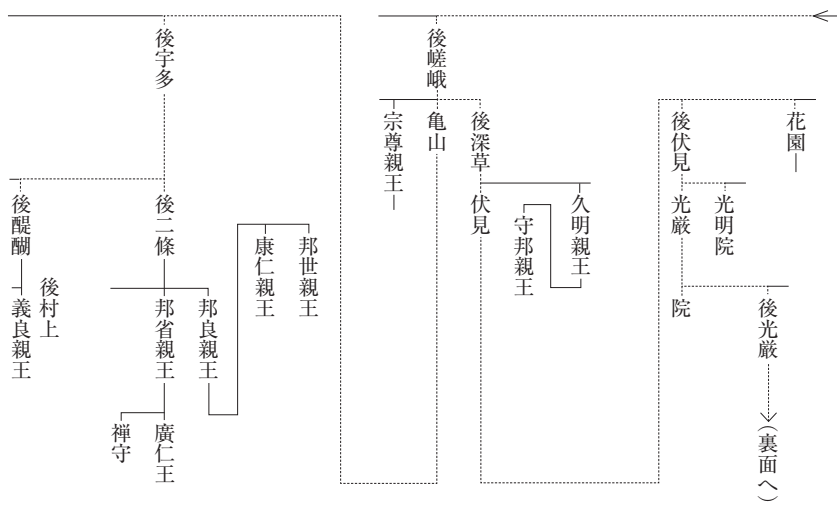
このように、前田本『日本帝系図』には、玉石混交、様々な系譜情報が含まれている。それらについては、史料批判を行うことによつて、その史料的价值を確定する一方、中世的に色付けされて解釈された、史実にあらざる記載についても、一顧だにせず放擲するのではなく、そのような系譜が造られた背景についても考察する必要があると思われる。

いずれにせよ、前田本『日本帝系図』には、史実とは認め難い情報も含まれているが、他の系図に見られない貴重な系譜情報が含まれていることは確認できたであろう。

四 前田本『日本帝系図』と邦省親王家（花町宮）

さて、前田本『日本帝系図』本編において特に注目されるのは、系図の構図上、後二条院の子 邦省親王（花町宮）と、その

子 廉仁王が天皇家の嫡系であるかのように系線が引かれていることである。



すなわち、「後嵯峨」から直下に系線が「龜山」に引かれ、「龜山」の子「後宇多」から直下に系線が「後二条」、さらに「邦省親王」、

「廣仁王」（廉仁王とあるべきもの）へと引かれている。この構図を見ると、後深草院とその子孫も、後醍醐天皇も、皇太子邦良親王・康仁親王も、皆、傍系であるかのようである。

森茂暁氏が既に明らかにしているように、邦省親王は、自らの皇位継承を切望して、再三にわたり立太子を願ったが叶えられず、望みが潰えた後も、なお、自身の子廉仁王の立太子・登極を強く望んでいたことが、応安二年（一三六九）十一月十三日に親王が書き記した置文¹⁸から知ることができる。

従って、前田本『日本帝皇系図』本編の原系図は、皇位継承を悲願とする邦省親王とその子廉仁王が天皇家の正統の嫡系であることを主張するために、邦省親王家（花町宮）で作成されたと考えることが可能であろう。

邦省親王の薨逝は、永和元年（一三七五）九月十七日である（『後深心院関白記（愚管記）』永和元年九月十七日条）。前述のように、前田本『日本帝皇系図』本編の原本の編纂年代は、後光厳院の大嘗会以降、讓位までの期間（一二三四～一三七一）と推定され、当時、邦省親王は存命であった。これは、前田本『日本帝皇系図』本編が邦省親王のもとで作成されたとする推定とも矛盾しない。

また、ここで注意すべきは、前田本『日本帝皇系図』本編の後に編纂された『本朝皇胤紹運録』との関係である。

代表的な中世の皇統系図として極めて有名な『本朝皇胤紹運録』は、応永年間までには編纂されていたが、その後も系譜情報が増補され続け、系図の構図にも大きな変化が加えられている。しかし、完成当初の構図を残すと思われる『紹運録』の古写本では、持明院統の部分が先に、大覚寺統の部分が後に配置されている¹⁹。

そもそも、皇統系図の構図では、嫡系から分岐した傍系が先に配置され、嫡系が後に配置される。永く継続すべき嫡系皇統の系図を書き継ぎできるようにするためである。つまり、『紹運録』は、持明院統の朝廷のもとで編纂されたにもかかわらず、原形では、あたかも持明院統が傍流、大覚寺統が嫡流であるかのような構図となっていたのである。

これは、『紹運録』を作成する際に使用された原系図が、大覚寺統を嫡流とする系図であり、その構図を『紹運録』が無批判に踏襲してしまったためである、と推測される。

そして、その原系図とは、まさに大覚寺統の邦省親王によって編纂された、前田本『日本帝皇系図』本編の原本であった可能性が高いのではないか、と思われる。

もし、この推測が正鵠を射たものであるとすれば、前田本『日本帝皇系図』本編は、後世の皇統系図の編纂に甚大な影響を与えたこととなるのである。

おわりに

以上、本稿では、前田本『日本帝皇系図』における、従来あまり知られていなかった注目すべき系譜情報を取り上げ、そこには、荒唐無稽と思われるものもあるが、他の系図史料には見られない貴重な情報が含まれていることを、確認することができた。但し、紙幅の関係上、具体的な事例については、十分には検討することができなかつたのが遺憾である。また、前田本『日本帝皇系図』本編の編纂には、大覚寺統の傍流皇族、邦省親王（花町宮）が関わっており、大覚寺統を嫡系とする本系図の構図が『本朝皇胤紹

『運録』にも踏襲された可能性が高い、と推測した。
 今後、本史料の原色版影印と、校注を伴った翻刻が公刊され、『紹運録』諸写本、『尊卑分脈』等の諸史料との比較・検討が進むようになることを期待する次第である。

注

- *1 国史大系本『尊卑分脈』の頭注に「前田本系圖」とある。
 *2 和田英松『本朝書籍目録考證』（明治書院、昭和十一年（一九三六）十一月）三二八頁、三三二頁
 *3 赤坂恒明「中世における皇胤の末流「王氏」とその終焉」（『十六世紀史論叢』第三号、十六世紀史論叢刊行会、二〇一四年三月、76～95頁）、赤坂恒明「冷泉源氏・花山王氏考——伯家成立前史——」（『埼玉学園大学紀要』人間学部篇第十五号、二〇一五年十二月、三一～四六頁）。延清には王号が付いていないが、王である顯経、業顕にも王号がないので、この延清を、康平三年（一〇六〇）九月に伊勢例幣の使王を勤仕した延清王に比定することに、特に問題はないであろう。
 *4 赤坂恒明「冷泉源氏・花山王氏考」
 *5 赤坂恒明「柳原宮考——大覚寺統の土御門宮家——」（『日本史料研究會研究會報』「ぶい&ぶい」（無為無為）第二十七号、二〇一四年五月、1～22頁）注三二。
 *6 『尊経閣文庫国書分類目録』（尊経閣文庫、一九三九年十月。復刻…ゆまに書房、一九九九年十二月）五四五頁
 *7 『補訂版 国書総目録』第五卷（岩波書店、一九六七年十一月初版、一九九〇年五月補訂版）779頁
 *8 但し、義満と義持の間には線が引かれていない。義持は追筆であろう。また、基氏から氏満に至る系線は、朱引きから途中で墨引きとなり、氏

満から満兼までの系線は墨引きである。氏満以下は追筆であるためである。

- *9 撰閔家では九条尚経（一四六八～一五三〇）、二条尹房（一四九六～一五五二）、一条房通（二五〇九～一五五六。「、」とある）、鷹司兼輔（一四八〇～一五五二）。四条流では、四条隆永（一四七八～一五三八）、鷲尾隆康（一四八五～一五三三）、油小路隆継（一四四九～一五三五）の子で早世した隆秀。日野流では、鳥丸冬光（一四七三～一五一六）、廣橋守光（一四七一～一五二六）。
 *10 但し、丁の表の面と裏の面とに、ややズレがある。前田本『日本帝系図』が原本から写された際に、ズレが生じたものである。なお、宮内庁書陵部の謄写本は冊子本であり、原形とは異なっているため、折本の丁の表の面と裏の面とで系線が繋がるようになっていたことは判らない。前田本『日本帝系図』において、同様に丁の表の面と裏の面とが対応している箇所として、表第四四丁の「四辻宮／善統親王」の裏側にあたる裏第九二・九三丁に、
 四辻宮御子
 「益助」
 「承恵」
 と兄弟の僧の名が朱字で記されている。これも追筆であろう。これに従うと、彼ら兄弟僧は善統親王の子であるかのように見える。しかし、彼らは善統親王の子ではなく、善統親王の兄忠成王の子である。忠成王は「四辻殿」とも称されているので、この「四辻宮」とは、本来、忠成王を指したものである。なお、忠成王については、久保木圭一「岩藏宮彦仁王（源彦仁）について——ある傍系皇族の軌跡——」（『日本社会史研究』第一〇〇号、二〇二二年十二月、29～42頁）をも参照せよ。
 *11 前田本『日本帝系図』においては、天皇には「避位」の年月日が記される。ただし、後醍醐天皇によって廃位された光厳院については、例外的に記されていない。

*12 曾根研三「増補訂正伯家系譜」(曾根研三編『伯家記録考』西宮神社社務所、一九三三年十月、五二九～五四四頁)、藤森馨「白川伯王家の成立」(藤森馨「改訂増補平安時代の宮廷祭祀と神祇官人」(原書房、二〇〇八年十二月、初刊、大明堂、二〇〇〇年九月) 142～167頁。初出、小松馨「白川伯王家の成立」『神道研究』第一一六号、一九八四年九月、二二～四五頁)。なお、顕行王は、仁安三年(一一六八)九月十八日(『兵範記』)から治承二年(一一七八)正月五日(『玉葉』)までの間に、顕綱王と改名したと考えられる。『山槐記』治承二年正月五日条に「顕行」とあるのは、記主の藤原忠親が改名を知らなかったためであろう。

*13 源資顕(もと博仲王)は、「公卿補任」永仁七年(己亥)非参議、従三位「源資顕」袖書に、「故入道従二位侍従資基王二男。母。」とあり、源康仲は、「公卿補任」嘉元三年(乙巳)非参議、従三位「源康仲(四十八)」袖書に、「故入道従二位行侍従資基王三男。母同資緒卿(大友大炊助親秀法師女)。」とある。『尊卑分脈』と白川家の系図でも、二人は資基王の子である。

*14 この資経は、脇坂本・前田一本・内閣文庫本「尊卑分脈」、『伯家部類』所収「白川家系図」(『神道大系 論説編十一 伯家神道』神道大系編纂会、一九八九年十月、三九三～三九九頁)、史料編纂所蔵写本「白川家譜」(『松尾大社史料集』典籍篇一、松尾大社社務所/吉川弘文館、一九八〇年四月、424～427頁所収)においても「資経」とある。なお、曾根研三「増補訂正伯家系譜」には「資綱」とある。

*15 久保田収「伯家の成立と分流」(『皇学館大学紀要』第十三輯、昭和五十年(一九七五)一月、一七〇～一九三頁)

*16 この日は天平二十一年から天平感宝元年に改元された日である。

*17 森茂暁「邦省親王の悲願——もう一つの大覚寺統分枝——」(森茂暁『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六年十月、37～47頁。初出、『政治経済史学』第三三二号、一九九四年二月)。

*18 『大日本史料』第六編之三、応安二年十一月十三日「邦省親王、御相

伝ノ文書ヲ御子廉仁王ニ譲与シ、皇統継嗣ノコト及ビ御領ノコトヲ申置セラル、」この邦省親王置文は、三条西家に伝来したものである。邦省親王の子で、廉仁王の兄弟にあたる僧・禪守は、中院通冬の猶子となり、仁和寺真光院を相続した。そのため、邦省親王家(花町官家)の文書・典籍類は、廉仁王の没後、禪守に相続され、その後、真光院に伝来したと考えられる。『実隆公記』文龜元年(一一五〇)閏六月廿九日条に、「真光院僧正、禁秘抄上下小双帯(花町官彈正尹邦省親王筆)被患之。秘蔵自愛此事也」とあり、真光院に伝来していた邦省親王筆本「禁秘抄」が、真光院僧正(恵山書写本「仁和寺諸院家記」上「真光院」によると前大僧正尊海に比定される。「仁和寺史料 寺誌編(一)」「二二三頁)から三条西実隆に贈られている。邦省親王置文も、同様に、真光院を経て三条西家に伝えられた、と考えることも可能であろう。禪守については、心蓮院本「仁和寺諸院家記」「真光院」の「前大僧正禪守(号宮僧正)」(奈良国立文化財研究所編集「仁和寺史料 寺誌編(一)」「吉川弘文館、一九六四年三月、一五五頁)、恵山書写本「仁和寺諸院家記」上「真光院」の「前大僧正禪守」(仁和寺史料 寺誌編(一)」「二二三頁)を見よ。なお、顕証本「仁和寺諸院家記」「宝持院」、同「巖崎清凉寺」(仁和寺史料 寺誌編(一)」「三五二頁、三五七頁)から、禪守の日記が存在していたことが知られる。

*19 例えば、葉室本「紹運録」。宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 歴史篇』(奈良県丹波市町、養徳社、昭和二十五年(一九五〇)二月)二〇四頁。

〔謝辞〕 所蔵史料の閲覧と翻刻(部分)を許可して下さいました前田育徳会、および、本稿の作成にあたり様々な御教示・御批評を下さった竹中拓実氏、久保木圭一氏に、心より御礼申し上げます。

On *Nihon-Teiou-keizu* held in the Maeda-Ikutokukai Sonkeikaku-bunko

AKASAKA, Tsuneaki

キーワード：帝皇系図、本朝皇胤紹運録、花町宮邦省親王、花山源氏白川家（伯家）、高階氏
Key words : The *Teiou-keizu*, The *Honchou-kouin-shou'unroku*, Hanamachi-no-miya Kunimi-shinnou, Kazan-genji Shirakawa-ke (Hakke), Takashina-shi